

全養協通信

平成25年6月6日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 全国児童養護施設協議会緊急アピール、厚生労働省事務連絡「被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について」発出(5月31日)
2. 社会的養護を支える人材確保対策の構築に関する懇談会を開催(5月22日)
3. アトム基金贈呈式を開催(5月28日)

《今号の同封物一覧(会員施設)》

1. 全国児童養護施設協議会緊急アピール
2. 厚生労働省事務連絡「被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について」
3. 全国児童養護施設協議会倫理綱領

1. 全国児童養護施設協議会緊急アピール、厚生労働省事務連絡「被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について」発出

全養協では、「児童養護施設における入所児童の権利擁護の取り組み強化」を事業計画に位置づけ、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を大会・研修会資料、および季刊「児童養護」に掲載するとともに、平成24年度は倫理綱領のハンディ版を全職員に送付するなど、倫理綱領普及の推進を図ってきました。また、毎年、「児童養護施設における人権擁護のチェックリスト」を全施設に送付し実施するなど、入所児童の権利擁護に積極的に取り組んできました。

しかしながら、特に平成24年10月以降、児童養護施設における入所児童の権利侵害事案が複数発生し、新聞報道等でも伝えられています。その事案の多くは、性的虐待と報道されており、さらには、児童養護施設職員の逮捕という事態まで生じています。こうした事案は、何より子どもたちとの信頼関係に危機をもたらし、また、児童養護の現場で高い倫理観をもって日々の養育にあたっている多くの職員を傷つけ、社会の信頼をも失わせかねない重大な問題です。

今般(25年5月)、被措置児童等虐待に係る報道が相次いでいることを踏まえ、全養協拡大正副会長会議を開催し、最も緊要な問題であるという危機感をもって、対応を協議し、再発防止に全力で取り組むべく、全施設宛に緊急アピール(5月31日付)を行うことといたしました。

各施設におかれましては、本内容を職員全員に周知徹底いただくとともに、職員一人ひとりが自身の問題として捉え、防止策の検討および総点検を実施いただくようお願い申し上げます。

また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課より、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市に対し、事務連絡「被措置児童等虐待防止に関する取組の徹底について」(5月31日付)が同日発出されましたので、あわせて職員の方々に周知いただくようお願いいたします。

＜社会的養護関係施設権利侵害事案報道の概要／平成25年5月全養協事務局とりまとめ＞

①岐阜県内児童養護施設（平成24年10月報道） 入所中の13歳未満女児に対するわいせつな行為により、指導員逮捕。 →25年1月、岐阜地裁により懲役8年の判決
②兵庫県内児童養護施設（平成24年11月報道） 入所中の男子児童(小学生～高校生)複数人に対するわいせつ行為により、児童指導員逮捕。
③栃木県内児童養護施設（平成25年1月報道） 入所していた高校生女子生徒(18歳未満)に対し、自宅でみだらな行為をした疑いで、(元)職員逮捕。 →25年5月、事件隠蔽示唆に関する報道
④大阪府内社会的養護関係施設（平成25年5月報道） 過去、女性非常勤職員が男子高校生に対しわいせつ行為。
⑤青森県内児童福祉施設（平成25年5月報道） 過去、入所する複数の10代女子児童に対し、約2年間にわたるわいせつ行為により職員が懲戒解雇処分。

厚労省 HP「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について」、被措置児童等虐待対応ガイドライン

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

2. 社会的養護を支える人材確保対策の構築に関する懇談会を開催

さる5月10日、保育所における待機児童解消の取り組みを加速するため、厚生労働省より「待機児童解消加速化プラン」（以下、「加速化プラン」）支援パッケージ事業概要が発表されました。加速化プランは、4月19日付にて総理より発表があったもので、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の取り組みを支援するものです。その中の一つに、保育所保育士の確保対策が掲げられました（以下、加速化プラン支援パッケージより抜粋）。

待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

○ 潜在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。（この他、所要の保育所運営費も確保）

～ 5本の柱～ （注）以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】
[施設整備費]
○ 保育所緊急整備事業
[改修費・賃借料等]
○ 賃貸物件を活用した保育所整備事業
新 ○ 小規模保育設置促進事業(※)
新 ○ 幼稚園預かり保育改修事業
○ 家庭的保育改修事業
[土地等の確保]
新 ○ 民有地マッチング事業
○ 国有地、公有地の活用

3. 小規模保育事業など新制度の先取り
[小規模保育運営支援事業]
新 ○ 施設型小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援(※)
○ グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
[長時間預かり保育支援事業]
新 ○ 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
[利用者支援]
新 ○ 利用者支援の強化に向けた専任職員の配置(※)

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】
[保育士確保施策]
○ 保育士養成施設新規卒業者の確保
○ 保育士の就業継続支援
○ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
新 ○ 再就職前研修の実施
新 ○ 職員用宿舍借り上げ支援
[保育士の資格取得と継続雇用の支援]
○ 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
○ 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
[保育士の処遇改善]
○ 保育士の処遇改善

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援
[整備費支援]
新 ○ 改修費、賃借料等(※)
[運営費支援]
新 ○ 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援
[移行費支援]
新 ○ 認可化移行可能性調査費
新 ○ 移転費用、仮設費用等(※)
○ 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援
○ 助成要件を緩和 (※)

保育の量的拡大と質の確保

（注1）「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は安心子ども基金により実施。
（注2）※は財源を検討（保育緊急確保事業の活用など）（次頁以降も同様）

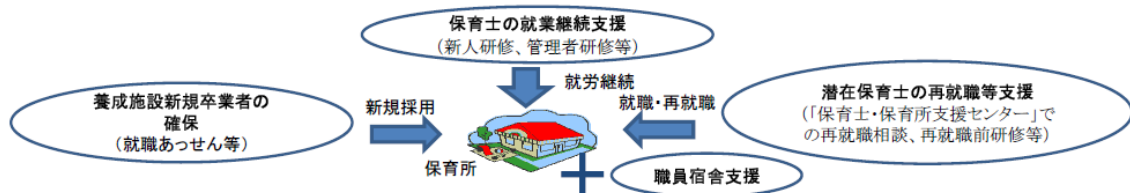
-2-

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

(1) 保育士確保施策

- ① 保育士養成施設新規卒業者の確保 **[平成24年度補正予算で積み増し]**
 - ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
 - ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
- ② 保育士の就業継続支援 **[平成24年度補正予算で積み増し]**
 - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
 - ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成
- ③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 **[平成24年度補正予算で積み増し]**
 - ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援を行う「保育士・保育所支援センター」への助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など)等
 - ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成
- 新** ④ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う **[安心こども基金の要綱改正により対応]**
- 新** ⑤ 職員用宿舎借り上げ支援 **[安心こども基金の要綱改正により対応]**
 - ・宿舎借り上げのための賃借料を補助



3

全養協、全乳協、全母協ではこれを受け、保育所のみならず社会的養護関係施設における人材確保も、喫緊に取り組むべき課題であるとの認識のもと、社会的養護関係施設における人材確保対策の構築について、厚生労働省と意見交換を行いました。

本会を含む三種別協議会は、人材確保に大きな困難をきたしている現状や、家庭的養護と小規模化には、人員配置基準の改善と人材確保が不可欠であることを伝えるとともに、制度改善や財政的支援についても、率直な意見を述べました。

これに対し厚生労働省の出席者からは、次のような質問がなされ、各種別協議会より現状や考え方を示しました。

(厚労省からの主な質問)

- ・同一法人が社会的養護施設と保育所を有する場合、両者間で職員給与差を設けているか。
- ・職員採用にあたり、どのようなことを工夫しているか。
- ・どのような人材を求めているか。どのような学生を採用したいか。
- ・潜在保育士の活用について、どのように考えているか。
- ・職員の専門性を向上させるうえで、課題は何か。

当日の意見交換では、お互いに率直な考えを伝えあい、厚生労働省からも、現場の状況を理解するために大変有意義であったとの感想が聞かれるなど、人材確保に関する現状と課題を、一定程度共有することができました。

今後も定期的に意見交換の場を設け、国が現場の窮状を正しく理解する機会とするとともに、これを踏まえ制度改善、予算措置へつなげていくよう、働きかけを行っていくこととしています。

【出席者】 全国児童養護施設協議会：藤野興一会長、武藤素明副会長
全国乳児福祉協議会：長井晶子会長、平田ルリ子副会長
全国母子生活支援施設協議会：大塩孝江会長、大澤正男副会長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課：

小野課長、長井課長補佐、綾課長補佐、尾高課長補佐、田中社会的養護専門官

厚労省 HP「待機児童解消加速化プラン」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2-98520000031nsm.html>

3. アトム基金贈呈式を開催(5月 28 日)

5月28日、全社協会議室において、アトム基金贈呈式を開催しました。アトム基金は、(株)手塚プロダクション、(株)セディナ(社会貢献型クレジットカード「アトムカード」)から、平成16年度より継続していただいている寄付金をもとに、全養協が設置したものです。

この寄付金により、平成21年度より、児童養護施設から進学した退所児童に対する、2年次以降の進級を支援するための助成制度「アトム基金進級応援助成制度」を実施し、今年度で5年目を迎えています。

今般、約360万円のご寄付をいただき、10年間の全養協を通じた子どもたちへの累計寄付総額は26,572,209円となりました。



＜目録授与：全養協武藤素明副会長＞

◆アトム基金の仕組み



(株)手塚プロダクション、(株)セディナが提携し、2003(平成15)年4月に「鉄腕アトム」誕生のメモリアルカードとして「アトムカード」(提携ブランド：MasterCard)が誕生しました。

この「アトムカード」には、“子どもたちの夢を形にする”“子どもたちの未来づくりに何らかの役に立ちたい”という手塚治虫氏の思いが込められており、カードの利用金額の0.3%が寄付される社会貢献型の仕組みとなっています。両社の代表者で構成される「アトムカード委員会」において寄付先が協議され、一部を全養協にご寄付いただいています。

(株)手塚プロダクション HP <http://tezukaosamunet.jp/index.html>

(株)セディナ HP(「アトムカード」関連ページ) <http://www.cedyna.co.jp/card/lineup/detail/atom/>